



2020年5月12日

各位

会社名 株式会社エフテック
代表者名 代表取締役社長 福田 祐一
(コード番号 7212 東証第1部)
問い合わせ先 取締役兼専務執行役員 青木 啓之
(TEL 0480-85-5211)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について2020年6月25日開催予定の第65回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社は、本日開催の取締役会において、2020年6月25日開催予定の第65回定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止することを決議しましたので、現行定款第25条及び第33条からそれぞれ「退職慰労金」との字句を削除するものであります。
- (2) 当社では、従来からコーポレートガバナンスを経営上の重要な課題ととらえて必要な体制の強化に努め、2003年4月より執行役員制度を導入してまいりました。
今般、取締役会の実効性・客観性のさらなる強化、経営の意思決定及び業務執行の効率化・迅速化、執行役員の位置付けの明確化を図るため、変更案第27条において執行役員に関する規定を新設し、これに伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役、 <u>取締役会および執行役員</u>
(取締役の報酬等) 第 2 5 条 取締役の報酬、賞与、 <u>退職慰労金</u> その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によってこれを定める。	(取締役の報酬等) 第 2 5 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によってこれを定める。
(新設)	(執行役員)
	<u>第 2 7 条 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、当会社の業務を委嘱して執行させることができる。</u>
	<u>2. 取締役会は、執行役員の中から、その決議によって、会長執行役員、社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員および上席執行役員を定めることができる。</u>
	<u>3. 執行役員に関する事項は、本定款で定めるもののほか、取締役会において定めることができる。</u>
第 2 7 条～第 3 2 条 (条文省略)	第 2 8 条～第 3 3 条 (現行どおり)
(監査役の報酬等) 第 3 3 条 監査役の報酬、賞与、 <u>退職慰労金</u> その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によってこれを定める。	(監査役の報酬等) 第 3 4 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によってこれを定める。
第 3 4 条～第 3 8 条 (条文省略)	第 3 5 条～第 3 9 条 (現行どおり)

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 2020年6月25日
 (2) 定款変更の効力発生日 2020年6月25日

以上